

## 令和元年度第7回定例農業委員会 議事録

### 1. 開催日時

令和元年10月10日(金) 開会 9:30~

### 2. 開催場所

岡垣町役場 301会議室

### 3. 出欠の状況

(1) 出席委員 12名

田原 一男	俵口 和義	青柳 政士	村田 和久
神谷 貢	木原 緑	大村 武彦	早苗 泰博
野中 利彦	井土 光徳	廣渡 秀雄	門司 雅門

欠席委員 0名

### 4. 委員会に附した議案

議案第 18号 農地の一時利用届について

議案第 19号 岡垣町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則

### 5. 事務局出席者

秋武 重成 秦 啓 三並 裕紀

議長 定刻少し前ですけれども、ただ今より第7回定例農業委員会を開催させていただきます。起立。礼。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局お願いします。

事務局 はい、今回は1件になります。黒山字大浦 1237 番他 2 筆。こちら農地一時利用届となっております。以上です。

議長 はい、それではさっそく現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

#### 【現地確認】

議長 それでは再開致します。議事に入ります前に本日の議事録署名人を 10 番の門司雅門委員、1 番の廣渡秀雄委員よろしくお願い致します。 それではさっそく議事に入らせて頂きます。議案第 18 号 農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 18 号 農地の一時利用届について。農地法施行規則第 29 条に規定される町による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和元年 10 月 10 日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男。こちら 1 件になります。筆としては 3 筆になっております。届出人が岡垣町。対象となる農地は黒山字大浦 1237 番それと 38 番、39 番この 3 筆になっています。地目はすべて田、区分は農振農用地です。耕作者は以下の通りとなっております。利用目的としては 2 ページをお開きいただいて農業用水路災害復旧工事に伴う工事範囲。期間としては令和元年 10 月 11 日から令和 2 年の 4 月 30 日までとなっております。3 ページは先ほど見ていただいた位置図となっております。4 ページに付近の見取図、5 ページに農地一時利用計画図となっております。こちらでご説明させていただきます。青い斜線のところが、復旧する水路となっております。こちらの水路をなおすといったところで、農地の一時利用届が出ております。黄色のところが仮設の鉄板を敷く箇所となっております。先ほど見ていただいた山手から重機を進入させていただいて、一時利用範囲としては、少し広がっておりますけど、田の部分を含めて、一時利用範囲が出てます。奥の、下の方に道までつながっておりますが、こちらは、不測の事態があった場合のみ重機を入れるところで一時利用が出ております。内容としては、一度耕土を削り取り、それから鉄板を敷いて耕土を戻すところとなります。こちらについては、前年度、豪雨災害で被災した箇所となっております。この場所は一時転用を一旦行った場所ですが、工事途中において、また大雨により再度法面が崩落して今回新たに一時利用届を行って工事を行うところ

になっております。6 ページに、断面図を載せさせていただいています。先ほどご説明した通り、A' の断面図を見ていただければと思いますけど、ブロック積みをしてあってブルーシートを敷いてあったと思います。それをすべて掘削して、ブロックを取り除いて、勾配を緩めて公園まで勾配をつなげるようなかたちで傾斜を緩めて、今後は崩落しないように厳重に計画をされておるところでございます。1 件目は以上になります。

議長 はい。今説明がありましたが議案第 18 号について質問やご意見等ございましたら。ないようでしたらこの件に関しましてご承認いただける方、挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。それでは続きまして議案第 19 号岡垣町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について。事務局、説明を。

事務局 はい。議案第 19 号 岡垣町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について。岡垣町農業委員会等に関する法律第十七条第二項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員が担当する区域を定めるため。また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律が公布されたため、岡垣町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する。令和元年 10 月 10 日 岡垣町農業委員会 会長 田原一男。こちら改正する項目は二つございます。一つは、最適化推進委員が担当する区域、前回協議をさせていただきましたが、こちらを定めるものです。こちらは、8 ページと 9 ページをお開きいただいて、8 ページに、区域として下の方に別表第 2 条関係を載せさせていただいています。こちらが改正後の区域となります。新旧で見ただけかもしれませんが、9 ページの、別表第 2 条関係右が旧、左が新といったところ、こちら区域番号の 5 番目、東黒山、山田に糠塚を加えたもの、残りはすべて繰り上げて、区域を 9 といったところで改正をさせていただいているものです。これが一つ目になります。二つ目は、成年被後見人制度、後見人の権利の制限の関係になりますけども、成年被後見人制度の利用の促進に関する法律が成立いたしましたして、成年被後見人であることで、不当に差別されないようにといったところで、今後は、個人の心身の故障等の状況を個別に見ていくといったところで、一律に排除されていた欠格条項と言われますが、そちらを排除して、個別に判断していくといったもので適正化をしていくものになります。こちらは、再度 8、9 ページを見ていただいて、8 ページに、規則の一部を改正する規則ということで、第 4 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。これだけでは分かりにくいと思いますが、こちらで改正されております。9 ページに分かりやすい新旧を載せております。9 ページの、右側の旧のところ、第 4 条、推進委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、推進委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当しないものとするといったところで (1)、(2)、(3)、(4)、(5) この 5 項目にある人は推進委員にはなれませんよということが書いてありますが、ここに、(2) に成年被後見人又は被保佐人を載せてあり、成年被後見人になっている方は推進委員になれないといったところがありましたので、新の方では削除するという内容になっております。こちらの成年被後見人制度のことは、農業委員

の選任に関する規則の改正も同様に行われているところでございますが、農業委員の方は市町村が議会の同意を得て任命すること、推進委員は農業委員会が委嘱することということになっておりますので、推進委員の方は農業委員会の議案にあげたところとなっております。10 ページ以降は、改正前と改正前の規則を参考に載せさせていただいてます。10 ページの中段に、下線を引いたところで、成年被後見人又は被保佐人が載っていますが、改正後の 13 ページにはこれが削除されたという内容です。以上になります。

議長 はい。議案第 19 号につきましてご意見、ご質問等ありましたら、ないようでしたら、第 19 号にご承認いただける方、挙手をお願いします。はい、全員承認ありがとうございました。それでは続きましてその他のところに入らせていただきます。

### 【その他の事項】

その他

#### 1. 農業委員会 PR 活動「枝豆狩り体験」について

日時 10 月 12 日（土） ※雨天時は 13 日（日）に順延

日程 別紙参照

#### 2. 日程について

○令和元年度福岡県農業会議北九州支部研修会

日時 11 月 19 日（火） 13：30～15：30

場所 北九州ハイツ

内容 未定

○第 54 回遠賀・中間地区農業祭

日時 12 月 1 日（日）

オープニングセレモニー 9:00～

式典 10:00～

場所 ボートレース芦屋

参集範囲 農業委員

#### 3. 次回の日程について

日 時 11 月 11 日（月） : ～

場 所 岡垣町役場 301会議室

※当日は、農地利用最適化推進委員会議及び忘年会を予定しています。

議長 それでは、以上をもちまして第7回の定例農業委員会を終わらせて頂きます。起立、礼。  
お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人

---

---